

淀川水系流域委員会 第27回淀川部会

議事録 (確定版)

日 時：平成16年11月30日（火）16:00～19:00

場 所：ぱるるプラザ京都 6階会議室C

〔午後 4時02分 開会〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様、お待たせいたしました。定刻を若干過ぎておりますのでよろしくお願いいたします。これより淀川水系流域委員会第27回淀川部会を開会をいたします。司会進行は、庶務を担当しておりますみずほ情報総研の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、いつものように、審議に入る前にご確認、お願いをさせていただきます。

まずは配付資料でございます。袋の中の資料でございますが、1点目が本日の「議事次第」、2点目が「配布資料リスト」でございます。それから、審議に必要な資料といたしまして、資料1-1「河川整備計画進捗状況（実施）（調査・検討）報告項目」でございます。こちらは、第25回淀川部会の提出資料でございます。それから、資料1-2「河川整備計画基礎案に係る事業進捗等についての委員からの意見書」でございます。それから、資料2「委員会における今後のスケジュール」です。最後に、参考資料1といたしまして、「委員および一般からのご意見」ということになってございます。資料に不足等がございましたら、庶務の方までお申しつけください。

続きまして、発言に当たってのお願い等でございます。本日は、いつものように一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせていただく予定です。その際には緑色の「発言にあたってのお願い」をご一読ください。委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言をご遠慮いただきます。ご協力をお願いいたします。会議終了後、議事録を作成いたしますので、委員の方々及び河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前をいただいた上でお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合は、審議の妨げとなりますので電源をお切りいただくか、あるいはマナーモードに設定をしていただきますようお願いいたします。

本日の予定でございますが、16時から19時ということで19時には終了させていただきたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に移りたいと思いますが、寺田部会長がおくれているようでございますので、榊屋部会長代理、よろしくお願いいたします。

〔審議〕

榊屋部会長代理

では、まだ部会長がちょっと見えてないので、時間になったので始めさせていただきます。

最初に、お手元にパンフレットがあります。「水害に強い地域社会づくりにむけて」というパンフレットがありますので、それを最初に淀川事務所の吉田所長からアナウンスさせていただきます。

本日は、他部会からもたくさんご参加いただきましてありがとうございます。お礼を申し上げます。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田でございます。お手元に「水害に強い地域社会づくりにむけて」という1枚裏表のチラシをお配りをさせていただいております。これは、今度12月12日日曜日の午後でございますが、京都私学会館、裏面に地図を記載させていただいております、ここでシンポジウムを行う予定でございます。

台風23号、御存じいただいておりますように円山川、あるいは由良川で大きな水害をこうむったわけでございますが、京都市域におきましても、桂川で嵐山の付近で浸水がございました。また、中流域でも部分的ではございますけれども、堤防の高さの1mぐらい下まで水位が来たということございまして、一歩間違えば大変なことになっていたかもしれないということがございます。そういったことも含めてやはり地域に対して、あるいは地域の方々にその点に関心を持っていただくといえますか、ちょっと言葉を悪く言えば、警鐘を鳴らすという意味からもシンポジウムをやろうということで、国土交通省と京都府、京都市が主催となりまして、地域の方々、NPOの方々もご参画をいただきながら行うということにしております。

中身でございますが、最初に関西学院大学の片寄先生の方から「『しのぎの防災システム』を考えよう」ということで基調講演をお願いいたしまして、その後、パネルディスカッションということで、嘉田先生にコーディネーターをお願いいたしております。パネラーとしては、この国、府、市の消防部局、片寄先生もそうなんですが、それ以外に兵庫県日高町といまして、先般の円山川で実際に被害を受けた自治会の会長さん、それと京都市の自治会の会長さん、水防団の団長さんにも加わっていただいて、地域と一緒にあってそういった事態に備えるためにもいろいろ議論を深めていこうということで企画をいたしておりますので、ぜひとも多くの皆様方にご参加をよろしく願いたいということです。

今本委員

今日は淀川部会です。淀川部会の時間を審議以外にとらないでいただきたい。要望です。

榎屋部会長代理

はい、わかりました。どうも申しわけありません。

早速審議に入りたいと思います。お手元の河川整備計画基礎案にかかわる事業の進捗状況ということで、昨日かにお手元に届いた資料があると思うんですけれども、それが主に淀川部会にかかわる河川整備計画進捗状況報告、資料1-1に関して、各項目に皆さんから意見をいただいたものをここに載せております。これをベースに今後、これから検討していきたいと思います。計画のところを開いていただきますと、まず河川整備計画策定の計画-1ということで、河川レンジャーに対する皆さん方の意見がありますので、それについて、これから意見交換をお願いしたいと思います。

河川レンジャーに関しては、倉田委員と紀平委員、渡辺委員が担当ということで、これについてこう

いう意見をいただいておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

この資料の書き方というのは、河川レンジャーについて基礎原案がどうなっているかと、その基礎原案についての意見というのが書いてありまして、さらに基礎案ではそれがどのようになっているかということで、基礎案の具体的な整備内容を書いてございます。その基礎案に対する意見ということでございます。その基礎案に対する意見の内容というのは、資料1 - 1の計画 - 1、河川レンジャーのところにもその内容が書いてあります。それに基づいて意見をいただいたということでございます。

早速ですが、倉田委員は来られてないので、紀平委員、渡辺委員、内容について少し簡単にコメントをいただいて、その後。

紀平委員

私が担当やったんだと思いますが、3人しか出てないんですが。私は、それ以外にもかなり出したんですが、意見が余り出てないので、今後の議事なんですが、名前があるやつを全部発表せんならんのかと思うとちょっとぞっとする気もいたします。

木津川が多いんですが、マウンテンバイクを走らせるために、ブルを持ってきて河川敷をならしてやっている連中がいるんですよ。注意したことがあるんです。居直られて命からがら逃げたというか、そんなんでは注意できないんですよ。不法投棄もそう、不法耕作もそう。楠葉のワンドのすぐ下手、昔、3番4番というワンドがあったところに、しばらく不法耕作をやったおばちゃんに文句を言ったら、今度は兄ちゃんが出てきておどされた。例えば不法投棄も見つけて、電気工事屋さんですよ、回収したコードをほって行くので、注意をしたら、大変でした。このようにこわいことを何回も体験しました。

そんなんでは、河川レンジャーで活動をする上で、何か権限を持たせて、そういうときにすぐ現場でその人に対して警察なりに電話してきてもらって、罰金とか何かそういう制度をつくらないと、ほんまにシンガポールじゃないけど、つばを吐いたり、小便したら罰せられるぐらい、それぐらいしなないときれいにならないのかなと。

釣りをしているんですよ、ブラックバスです。そこへ投網を持って近づいていくと、追い払われるんです。注意できないんですね。PTAの人達が子供に注意しているのをみかけます。テントを張って河川敷で見張りしているんですよ。桂川ですよ。夏休みは川に行くなと学校も指導しているんですね。

ですから、レンジャーの活動というのはいろいろあると思うけども、我々が思っている河川でのいろんな動きを注意するのに、どうしたらいいのかなと。渡辺委員も同じようなことを書かれていますね。任務の遂行に関しては、適切な権限を与えることによって主体性を持たせる必要があると。同じことを私はその上に書きました。以上です。

榎屋部会長代理

ありがとうございました。渡辺委員は何かこれを簡単に。

渡辺委員

渡辺です。私の場合は、河川レンジャーの構成とか河川レンジャーの任命基準なんかを中心に書かせていただいたんですけども、例えば河川レンジャーの構成で、河川レンジャーは個人または団体というふうになっているんですが、その団体に所属している個人というのは、河川レンジャーであるのかどうかということがはっきりしてないのでその辺をお聞きしたかったのと、年齢も、18歳以上と、団体も18歳以上が所属する団体がいわゆる河川レンジャーの資格が得られるということになっているんですが、たしか河川レンジャーにふさわしい資格、公式な資格ではないんですが、例えば河川レンジャーはこういうようなことにたけた人が適当であるというふうないわゆる資格めいたものがありました、18歳ということになりますとまだ社会的にも責任がありませんので、とりあえず20歳以上というふうにしたならば、別にそんな資格めいたものも詳しくなくてもそのまま社会的にも通用するのではないかということを感じましたので、いわゆる河川レンジャーの構成と河川レンジャーの資格基準、その辺が気になりましたので、それを中心に書かせていただきました。以上です。

榎屋部会長代理

今、そういう発表がありましたから、今の件について意見交換したいと思いますが、何かご意見はありますでしょうか。

河川レンジャーは、この資料の45、46、47ページのところにその件が詳しく書いてありまして、各所でかなりこれから進められようとしていまして、一応、淀川事務所管内では、既にここまで進んでいるということで、これから、またほかの事務所等でも進められるということになると思いますが、はい、有馬委員どうぞ。

有馬委員

有馬です。地域固有の情報や知識に精通した個人、これをレンジャーとすると。河川にかかわる環境学習等の文化活動が云々、ここは今の知識に精通した個人というのは、私の頭の中ではぴったりつながるんですが、河川管理行為を支援するという、これとぴったりつながってこない。今、紀平委員の死ぬ思いというのは、その辺にあるんじゃないかと思うんですが。むしろ、河川管理行為を支援するというよりも、環境学習等の文化活動、保護活動、こっちの方に重点を持っていくべきではないかなと。そう考えますと、レンジャーの活動拠点として幾つか挙げてありますが、この活動拠点というのは、たまり場であるのか何であるのかよくわかりませんが、少なくとも、今ある淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スイスイ館、三栖閘門資料館、それぞれがどういうふうな施設、設備を持っていて、

レンジャーの文化活動なんかにどういうふうにご利用し得るのか、そのあたりの中身をきちんと検討しておかんといかんのじゃないかなと、そんなふうなことを思うんですが。

前にもそういう意見はこの整備シートについては出してあったんですが、どこかに消えてしまって。今度の分担を決めてやったところで、やっと出てきたんですが、既にこれまでに出した意見というのは、どこかに消えてしまったということがあるんで。私はレンジャーについては、そういうふうなことを考えております。

榭屋部会長代理

紀平委員どうぞ。

紀平委員

今、有馬委員が言われたことで思うんですけども、ソフトの面というか、そちらと分けるべきじゃないかなと。というのは、名前がいいかどうかはわからんけど、リバーキーパーとか、川を守るという、そういう河川レンジャーとまたちょっと違ったそんな部門をつくるというか。こちらの方は、私が先ほど述べたようなことに対して権限を持つというふうな、そういう組織をつくってもらったらいいのかなと。分けた方がいいんじゃないかなと思います。

榭屋部会長代理

今、有馬委員が言われたのは、活動拠点のところですか。基礎原案の。どうなんでしょうかね。川上委員は、河川レンジャーについて。提案されましたけど。

川上委員

川上でございます。河川レンジャーの具体化については、宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会という会をつくっていただきまして、淀川河川事務所先駆的に取り組んできたところです。今現在、琵琶湖河川事務所、猪名川河川事務所においても、システムは少し違うかもしれませんが、河川レンジャーの設置に向けて具体的に活動を始めていただいているところです。

委員会におきまして、提言でフルサイズの河川レンジャーの内容を提案したわけですけども、何分、全国的に見ても初めての取り組みでもあり、河川管理者も我々流域委員の方も初めての取り組みということで、ある意味で暗中模索といいますが、社会実験といいますが、そういうことで提言したとおりのフルサイズではなかなか進められないという部分もたくさんあると思います。

基礎原案、基礎案におきまして、活動例として掲げられておりますのは、文化活動の助言ということ、自然保護活動の助言、河川管理活動の支援ということで、先ほど有馬委員が発言なさった河川管理活動の支援という側面と、もう1つはソフト的な住民や子供たちに川に親しんでもらい、川を理解していただくためのソフト活動ということで、大きく分けて2つの側面を持っているわけです。

確かに先ほど紀平委員からご発言がありましたように、具体的に川をよくするというか、川を守る。不法投棄活動ですとか不法耕作ですとか、そういうふうなもののある意味での監視だとか、場合によると、阻止とまではいかないかもわかりませんが、制止ぐらいの働きというのは期待したいところなんですけれども、何分、危険の伴う活動にもなりますし、また法的といいますが、制度的にも河川管理者から何らかの権限を与えて行動してもらおうというシステムにするためには、やはりある程度の実績と制度的な検討が必要で、時間が少しかかるのではないかというふうに理解をしているところです。河川管理者におかれても、大変苦勞しながら、悩みながら実現に向けて努力していただいているということで、評価しております。

それで、この河川レンジャーという取り組みは、そういういろんな意味で非常に難しいんですけども、今一番先駆的に進んでいる淀川河川事務所の河川レンジャーの取り組みについて、一度委員会でどのように取り組んできて、どのように進んでいるかということをお報告していただく機会が、時間がとればいいのではないかというふうに思っているところです。

榊屋部会長代理

どうもありがとうございました。先ほど、有馬委員からもいろいろサジェスションというかコメントがあったんですが、前回は一応河川レンジャーに対する意見ということで出していただいたということですね。それが消えてしまっているということですけど、再度その辺はまたもう一度まとめていただいて、川上さんなり直接やっている方に出していただくと、また今度進める際には参考になるのではないかと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

寺田部会長

寺田です。おくれてきて申しわけありません。

おくれてきたのでちょっと的外れになるかもしれないんですけども、最初に多分説明があったのかなと思うんですけど、きょうのこの意見書案は、この淀川部会の守備範囲の部分のシートの各項目について委員の皆さんからお出しいただいた意見を、ほかの部会の部分も調整会議というところで調整してもらって、一定調整したものが出てくるのかと私は思っておったんですけども、そうじゃなくて、各委員の実名入りで意見が並んでいると。きょうはまだ案の段階で、いろいろご意見をお聞きしてもう一度一本化されることになるのか、今後の手順がよくわからないので、というよりもここで決めないかんでしょうけども。12月20日の全体委員会で、このシートについての意見書は、各部会の守備範囲については各部会から意見書案を上げて、そこで承認をしていただくという手はずになっているわけですね。

そうしますと、きょうのこの部会でいろいろご意見を承った後に、どういうふうな作業手順でこの部会の意見書案というふうになるのか、その辺、調整会議で多分お決めになっているんだろうと思います。

その辺の説明がきょうは当初にあったんでしょうか。そのあたりをきちんとしておかないと、きょうに各項目をばらばらに意見をお聞きしても、その意見をどう盛り込むのか、今からまた案をつくるわけじゃないわけですよ。むしろここに出ているものを字句修正する必要があるれば、どこを字句修正するかとか、3つの意見があれば、それを一本化できるのであれば、どういうふうに一本化するかとかということとを具体的に検討しないと意見書ができないんですよ。その辺のところを、まだ皆さんの方でご理解いただいてないようであれば、そこをまず決めて、きょうはどこまで、どういう作業をやるのかということを決めてからご意見をいろいろお聞きしないと、せっかくいろいろ意見をお出しいただいても、結局聞きっ放しになっちゃうんですね。今後、調整会議でどういうふうに作業をやってもらえるかというのが、もし決まっていれば皆さんにアナウンスをしてほしいと思います。その辺はどうですか。

榊屋部会長代理

調整会議では、各項目ごとに担当を決めまして、今はその集約作業をやっているということで、まとまったものはまだ出てきてない。一部出てきているのはありますが、それはとにかく一応利水と関連施策に関する分というのは、私と川上委員が担当になっておりますが、その分についてはまとめたのがあったので、とりあえずお配りして皆さんのご意見をまた出していただくかなということを考えているんですけど、ほかのところはまだそういうことにはなっておりません。

田中真澄委員

田中真澄です。前回の淀川部会では、とりあえず期日までにこの進捗状態について各委員から意見を出せと、各パートナーを決めて、出してくださいというところまでであったと思うんですよ。その後のことについては、まだ多分ほかの委員の方も、これからの状況についてどういようにこれをまとめて行くかというのは、まだ知られてなかったんじゃないでしょうかと僕は思っているんですが、いかがでしょうか。

榊屋部会長代理

それは、皆さんに言ってないというのが実態です。

本多委員

進捗状況なんですけど、これはどこの部会も一緒だと思うんですが、それぞれの委員の皆さんは、具体的にもっとこうしたらどうというようなことをたくさん書いてくださっていると思うんですね。私たちが最初に提言して、基礎原案ができて、それに対して少し抜けているとか、もう少し突っ込んでほしいというようなことを、実は意見書の中で書いて、そして、その意見書を受けて基礎案が出てきたと思うんですね。

その基礎案の中を読みますと、実は意見書の部分で、うまく反映していただけなかったこととか

というのがちらほらと見られるわけなんです。そういう部分について、さらに検討をお願いするとか、これは意見書で言ったけれども抜けているんじゃないかというようなことを整理する必要があるのかなというふうに思います。それから、個人の皆さんのいろんなアイデア、ここはこうしたらいいよ、ああしたらいいよというのは、確かにいろんなアイデアがありまして、そういうアイデアの部分の進捗状況の点検なのか、それとも意見書を出したけども、それに対して基礎案でどう展開していただいたのかというところの進捗状況の点検というのは、少しやはり違うんじゃないかというふうに思っております。具体的に一例を言いますなら、今河川レンジャーのことがありましたけども、基礎原案に対して意見書の中に書かれていましたけれども、基本的に目的であるとか、そういうものの検討をきちんとしてくださいというふうには書いてはございましたけども、基礎案になった時点では、その検討は十分されてなかって、追加の意見としてよそでもやってよということで、琵琶湖や猪名川ではやりますよというようなことは、部分的に反映はされたんですが、基本的なところの検討というのはされてなかったです。そういう意味で、そこをやはりされてないのでしてくださいというふうに進捗状況の点検として言うのが適切ではないかなと。

今現在皆さんから、これは紀平先生からおっしゃるように、こういう権限が要るとか、有馬先生の方からおっしゃっているように、これは環境教育に限定すべきだと、いろいろなアイデアが出ておりますけども、そもそも何というところがまだ河川管理者が検討してくれなかったところにまだ混乱がいろいろ出ているのかなというふうに私は思っています。意見書で上げたところが十分基礎案にうまく反映してないというところをしっかりともう一遍押さえていくというのが必要ではないかというふうに思います。以上です。

今本委員

今本です。私はきょうの会議は出だしから非常に不愉快でした。つまり、議事予定にないことから始まったわけです。どういうことをするかという紹介もなく、整備シートの順番で一つずつ始まったものですから、いつ終わるのか、いつどういうふうにしていくのか、いみじくも今寺田さんがおっしゃっていただいて、本筋に戻ったと思っています。

今の件の私の意見ですけれども、基礎原案があって、それに対して我々は意見を出しました。そして、基礎案に変わっていった。変わったところに意見がどう反映されているかというのをチェックするのが一番重要な仕事だと思っています。あるいは、基礎原案のときに気がつかなかったことで、非常に重要なことが欠落しているという場合にはそれを補充すると、私は認識しているんです。ところが、今度出された委員の意見には、また個人個人の印象を出されていますので、これを聞いた河川管理者はどう扱うのかなというのが1点です。

それと淀川部会として思いますのは、この整備シートに対するまとめと、この4年間の我々が任期が終わるに際しての活動記録をまとめるのかどうかという問題と2つあると思うんです。きょうはその前半の方だけに絞っていますが、実はほかの部会で出ている分もこの前の調整会議に一連のものが出てきました。それを見ますと、各部会とも同じことになっているんですね。これをどういうふうに扱うのか、ちょっと迷っているところです。

現在は、一応担当者を決めてそれを整理してもらおうということになっています。ただ、特に各部会でこうだという結論を出されてきたことについては、よほどおかしくない限り、これを調整会議でひっくり返すのは難しいのかなという感じを持っています。ただ、それでもほかの委員だって、当然そのことに対して発言する権利がありますから、どうしても反対だと、その意見には同意できないという場合には、やはり同じシートの中にこういった違った意見もあるということをつ言して、河川管理者に渡すのが一番親切じゃないかなと思っています。

寺田部会長

今、今本委員からおっしゃっていただいたこと、その辺をきょうの部会としての共通認識にしておかないといかんと思うんですけども。要は、きょうの部会で何をやるかというのをもう一遍ちゃんと決めないかん。それから、あと、きょういろいろ意見を出してもらった上で、それを今後の手順として、どこでだれがどのようにやるのかということも決めとかないと、これは全部調整会議でやってくれるんやったらいいんですけども、調整会議というのは、多分そういうところじゃないだろうと思うんですね。各部会での守備範囲でいろいろ検討されたものを、部会間の各意見のスタイルとか意見の仕方がばらばらではいけないから、それをある程度統一にしようということで調整会議があるだろうと思うんですね。

だから、まずは淀川部会が意見を言わなくてはならない基礎案への意見の案を、とにかくつくらんといいかんと思うんです。さっき田中さんの方から言っていたように、前の部会では、とにかく分担を決めて、自分の分担のシートの番号の部分について意見をみんなですと。1人ではいから複数で同じシート番号を担当して、皆さんにきちっと意見を出してもらっているわけです。きょうの案は、その意見をとりあえずざっと並べただけなんですね。このままでは出せないわけですよ。だから、もちろんご意見をお聞きするのはいいんですけども、これを淀川部会の意見書の案、要するに、この整備進捗状況についての意見書の案となるように、その具体的な意見をお出しいただきたいと。この出ている意見を一定取りまとめをしていかないかんわけですね。きょうの部会の最後にだれがこれをとりまとめるかということを決めないかんのですけども、だれかがやらないといかんのですけども、そのとりまとめがやりやすいように、できるように、きょうは各項目で意見をお出しいただきたいと。

だから、まずベースはこの皆さんで出していただいた意見の中で、ここはちょっとおかしいんじゃないかとか、ここは要らないんじゃないかとか、ここは非常に重要な指摘だから、ぜひ意見書の骨子にすべきだというふうなことをまずはお出しいただきたいと思うんです。それから、既に出していただいた意見の中で、実は漏れている部分があれば、これはこの部分を付加すべきだということももちろん指摘をしてもらいたいと思います。この出してもらったものを大きくかけ離れて意見をあれこれに出していただくということは、そういう時期じゃないということなので、その辺だけを頭においていただいて、以下、ぎょうさん項目がありますので、あんまり1つの項目に何十分もかけていたら、とてもじゃないけども、きょうは全く終わりません。だから、ぱっぱっと順番に行きましょう。

今言ったような理解で皆さんに的確な意見を具体的に簡潔にお出しをいただきたいというふうに思います。そんなことで、後から来て偉そうなことで申しわけありません。済みませんが、そんなことでひとつご協力をお願いしたいと思います。

榎屋部会長代理

司会の不手際で申しわけありませんでした。

そういう点で、今、河川レンジャーの件を話していただいたんですけれども、この中で特にこういうところというのは先ほど話が出て、例えば河川レンジャーの個人、団体の話だとか、河川レンジャーの権限というのはどうするのかというような話が特に出ていると思うんですけれども、これだけはやっぱり残しておきたいと。それから、あと例えばこの河川レンジャーのシートを見て、かなりいろんなことを書いてありますから、そこに書いてあることは別に書かなくてもいいと思いますが、その辺を主にディスカッションをしたいと。

小竹委員

私は河川レンジャーを最初のころから申しておるんですが、河川レンジャーという言葉も、むしろ3つに分けて考えていただきたいのは、語り部とか歴史とかいろんな意味でのリバーマスターというのが1つ、それから河川を利用する意味でのイベント的なものが2つ目にくると、レジャーという言葉と今皆さんがおっしゃる河川レンジャーは、災害とかいろんな相当警察権を持ったような、大体3つに分けた展開をしていただくといいんじゃないかと。

それと、もう1つは、例えば私らの領域ですと、福島事務所の管轄になるわけですが、それぞれ上流から河口までの間の出張所のもとに地域の行政と住民とつながった形で展開させないと、それぞれ特色があって難しい問題が起こってくると思う。一方、私ども下流の方では、環境省とつながって、大都市の特別公園的な法規をそこへかぶせていただいて、いろんな展開を季節的、時間的、空間的な使い分けを展開させる。私も具体的になりますけども、区役所にその事務所を設けて、地域のいろんな方を委員

としてですね、ですから、皆さんがこのレンジャーの一名一名の委員も大切ですが、その下に青年部とか、年齢の下の方のグループを次の時期に対して用意する、そういう組織をあらかじめ用意して動いておくということは、いろんな展開にいいんじゃないかと。

榭屋部会長代理

ありがとうございました。今のお話はいろいろ組織の話ですけれども、先ほど出ていた話としては権限の話と、河川管理の補助的な役割ですから、この書いてある権限の話、それから、個人、団体の任命するという話が主なことだと思います。

もう一つ、倉田委員の意見でわからないのは、任命と依頼の使い分けというのは、本日来ておられないのでその辺がよくわからないので、これはまた別途本人に確認せないかんとおもいますが。

本多委員

そうじゃないと思うんですよ。意見書の中で、きょうの資料の1 - 2という資料がありますよね。その中に実は我々が基礎原案に対して意見を上げたんですよ。その結果が、今の基礎案なんですよ。今皆さんがいろいろこうしたらいい、ああしたらいいとおっしゃってくださっている具体的な事例というのは、いろいろあったら参考になっていいと私は思いますけども、今大切なのは、非常にいろんなことで混乱しているのに、流域委員会がまず意見を上げた河川レンジャーとは何なのというところをきっちりを出してくださいということを意見書の中で書いたわけですよ。その部分についての河川管理者の検討が非常に弱かったために、現場で混乱していたり、もしくは委員会でも混乱してたりするところがあるんです。

だから、我々が今ここで進捗状況を点検せなあかんというときに言わなあかんことは、その意見書に上げた部分が抜けていますから、もう一遍ちゃんと検討したやつを今度の整備計画案には反映してくださいということが恐らく今回のこの部分の進捗状況の点検になるんじゃないかなと。具体的なところは、実際にそれぞれの河川で検討が進められておりますので、もっとおもしろいアイデアがいっぱい出てくるのかなというふうに期待はしておりますが、その部分が私は抜けているので、進捗状況の中にきちっと反映して検討してくださいということがお願いになるのではないかなというふうに思います。

すなわち、はっきり言うたら、住民参加ということがうたわれて、これは河川法も変わりましたし、河川審議会でも住民との協働ということが言われて大きな柱になって、また流域委員会の付託された案件でもあったわけですから、その大きな案件について、この河川整備計画、基礎案の中には概要の中にも、課題の中にも、そういう項立てをして書かれてないし、またそれをどう取り組むかという基本的な考え方の中にもその部分はまとめられてないんですね。それが、そもそもいろんな話をする上において、何なのというところがわからないまま、具体的なことだけ権限が要るんじゃないかとか18歳より20歳の

方がいいんじゃないかという話になってしまっているのかなというふうに思っております。以上です。

今本委員

ちょっと柵屋さんに聞きたいんですけど、きょうのをどういうふうに進められるつもりですか。こうして河川レンジャー、随分の意見が出ています。これをやれば、これだけできょう終わってしまうような気がするんです。一方、淀川部会に意見をいただきたい事項というのがこの中で挙げられているんです。私、河川レンジャーの問題は、住民参加部会の方たちが中心になって集まられて検討されないと、この淀川部会だけでもこれだけの意見があります。それぞれの部会に意見があります。これはまとまらないと思うんですよ。それで、どういうふうな形で進められるのか。

塚本委員

塚本です。かなり詰まってきたので。以前に河川の所長が言われたときに、住民参加、洪水に強いという地域づくりで非常に大変なところで困っているんだということとこれは重なるんですね。それで、レンジャーというのをどう決めていくかということはやってもらっていいとあのときに申しました。並行してやっていっていい、ただし流動的であってほしいと。もう1つは、本当は皆さん、いろんな意見を出されているけれども、実は、これをやっていこうというときに、その実態は地域の特性すべてによらないんですよ。全部当たっているけど、全部外れているんです。

それで、私は、これは次のステップを踏んでいただくために、以前に1つの表を出させてもらいました。その中で、今、河川敷委員会とか各種委員会や協議会が始められていますけれども、それ以前に連絡会議、もう1つは連絡協議会ということで、情報交換を行政側がセットしてやる場合もいいし、住民側が主体となってセットする場合もいいと。今、いろんな対話集会とか、あるいは一般の傍聴で意見を述べられている方が出てきておられます。だんだん人が見えてきているんですよ。その人を住民側も河川管理者側もよく見ていく。最終的には、これは人なんですよ。それで、有機的です。レンジャーはどうしたらいいんじゃないかと、要するにこれは河川形状の連続性も含めば、いろんなことが含まれるんです。だから、これはまだまだ後の方に実際は設定していくものだろうと思います。だから、私の提案としては、連絡会議とか連絡協議会、テーマを持って、どちらが主催であろうと、やっていながら人を見つけていく。この作業が土台に未広がりになかったら、河川レンジャーというのは本当の意味で定着しないだろうと。だけど、あのときに申しましたように、一応決めて一遍やってみると。やってみながら、それが流動的に変動的に変わっていけばいいというふうに考えます。

それからもう1つ、川上さんがここで出しておられる河川レンジャーの意見はとてもいいです。私は、評価というか、本当にそのとおりだと思います。前に住民意見で、何々あるべきだと言われたことよりも、実態としてどういう状況なのかというのがよく把握されていて、本当に川上委員の出されて

いるその意見書というのはとても私も共鳴いたしました。

川上委員

きょうの会議ですが、ちょっと一度リセットをしましょうか。

今本委員

そうしませんか。

川上委員

ええ。それで、提案したいと思うんですけども、お集まりいただいた方々にはまことに申しわけないですけども、ちょっと休憩をいただいて、控室できょうの会議の進め方を極めて短時間の間に協議して、もう一度会議を最初から出直ししたらどうかと思うんです。このまま河川レンジャー等々、具体的に細部にわたって議論していても時間のむだになるばかりだと思います。そういうことで、一度仕切っただけませんかでしょうか。

榊屋部会長代理

わかりました。では、そういうことで休憩をしたいと思います。17時10分までということにしましょう。

どうも、えらい不手際で申しわけないです。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、17時10分まで休憩ということにさせていただきます。控室でございますが、後ろのお出口を出て右側に会議室3がございますので、そちらでお願いいたします。また、喫煙される方につきましては、本館全館禁煙になってございますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

寺田部会長

そしたら、委員の皆さんは別室へ。

〔午後 4時53分 休憩〕

〔午後 5時19分 再開〕

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、再開させていただきます。寺田部会長様よろしくお願いいたします。

寺田部会長

はい、大変お待たせをしました。きょうの混乱の原因は、すべて私の責任でございまして申しわけありません。皆さんには随分と待っていただいて、これからのきょうの部会の仕切り直しということで今後の手順を申し上げたいと思います。

実は、きょうの部会は、皆さんのお手元に資料の1 - 1で出しておりますが、河川管理者の方から、

河川整備計画の進捗状況、これは実施に係る部分と調査・検討となった部分、これは基礎案の中で出た部分でありますけども、この項目は淀川部会ではなくて、もちろんほかの部会の部分も全部あるわけですが、これについての意見をダム事業についての意見とあわせて1月の末までに出すということがこの流域委員会の実は仕事なんです。その全体のダム事業に対する意見にかかわる部分は、今ダムワーキングの方で非常に鋭意作業をやっていただいていると。それを除く部分の進捗状況、いわゆる実施の部分と調査・検討とされた部分ですけども、これについての意見は各部会が自分の守備範囲についての意見書案をつくって、部会で検討した上で全体の委員会に報告をして、そして委員会としての意見にするという手順が決まっております。

そういうことから、この淀川部会の方では、この実施、調査・検討という関係の部分で淀川部会が意見を言わなくてはいけないこの項目について、各委員の方で分担を決めさせていただきまして、そしてとりあえずその分担の部分についての意見を委員各自から出してもらうということを前回の部会をお願いをしました。それを出してもらったものを整理をしたといいますか、全部を並べてあるんですけども、それが資料の1 - 2であります。

ところが、これは各委員から随時出していただいた意見を並べただけですので、このままでは部会の案とは成り得ません。これは部会としての1つのまとまった意見にして、そしてそれを全体委員会に報告をせないかんということになりますので、その作業をやるために調整会議というものをつくっております。この調整会議は淀川、それから琵琶湖、猪名川という3つの地域部会からそれぞれ調整会議のための担当者が決まっております、そのメンバーで各部会での取りまとめ案の原案をつくる作業を実は既に開始をしてもらっているわけです。本当は、きょうの部会開催までにその調整会議での取りまとめ案の原案が出ていれば、それをきょう皆さんにお配りをして、そして部会としての議論をして部会案を決めたかったわけです。ところが、ダムワーキングの関係もありまして、調整会議の方もスケジュールが非常にタイトで、きょうまでにはその原案ができておりませんでした。これは、先ほど川上委員が少しお触れになった部分です。したがって、きょうはそういう議論ができませんので、今の調整会議で次回の部会までに原案をつくっていただいたものを次回は議論をして、そしてこの進捗状況やら実施及び調査・検討とされた部分についての部会の意見の案を取りまとめをしたいと思っております。

そしたら、きょうは何をするかということでもありますけども、資料の1 - 1の一番上の方に、実施、調査・検討よりもまだ上に、河川管理者の方から意見をいただきたい事項ということが出ております。この部分については真っ先に意見を言う必要がありますので、項目も2つの項目だけありますので、この点について絞って、きょうは後ほど残っている時間をフルに使って皆さんで議論をしていただきたいと思っております。

今、調整会議のことについて私の方がいつまで説明をしましたが、これは調整会議の方で作業をやっていただいています川上委員の方から、これまでの調整会議での作業状況と今後のスケジュールのあたりを説明していただきます。その上で、今申し上げました、きょう議論をする資料1 - 1の一番上に載っております、意見をいただきたい事項として河川管理者からお示しになっている2つの項目について、その意見をもらいたいということの趣旨の説明を河川管理者の方から一応お出しいただいて、傍聴していただいている皆さんにも理解をしていただくように、この2つの項目についての説明を簡単にしていただいた上で、各委員の方でこの2つの項目についての意見交換をお願いしたいというふうに思っております。

そんなことで、混乱して大変申しわけなかったんですけども、きょうの仕切り直しの部会を今のような形で進めさせていただきますので、最初に調整会議でご苦労いただいている川上委員の方から、これまでの調整会議の状況と今後の流れの辺をご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

川上委員

川上です。まず、皆さんにご理解いただきたいのは、河川整備計画というものはまだ策定されていないということであります。しかしながら、淀川水系流域委員会の提言や意見を受けて、河川管理者は基礎原案を基礎案に進化させて、その中で重要な、それから緊急性のあるもの、それからできるものからやっていこうという積極的な姿勢のもとに、まだ計画が策定されていないにもかかわらず着手していらっしゃる事業が幾つもあるわけです。それが、きょう皆さんのお手元にも配付されている報告項目という書類に記載されている項目であります。

この中で特に意見をいただきたい事項ということで2つの項目、治水 - 1 と利用 - 14が挙げられております。それ以外に実施と基礎案で位置づけられたもの、調査・検討と位置づけられたものも中間報告的にここに掲げられて、委員会に諮問されているわけでございます。受け取った私たち、委員会の方では、この「意見を頂きたい事項」と書かれている2つの項目についてだけ意見を述べたらいいのかなというふうに最初は思ったんですけども、やはり実施されているものあるいは調査検討中のものも含めて意見を述べるべきであろうということで調整会議の方では受け取っております。

そして、河川整備計画の基礎案に対しては、流域委員会といたしましては、基礎原案のときのように意見書というふうな形で意見を述べることはしないという方針で来たわけでございますけれども、このように具体的な事業について河川管理者の方から委員会に対して諮問がございまして、当然委員会の提言ですとか、あるいは意見書というふうなものがどのように基礎案に反映され、それが具体的な事業においてどのように運用されているかということを点検せざるを得ません。そういうことで、調整会議では、まずこの提出いただいた事業の内容を詳細に点検をいたしまして、これが委員会が提出した提言や

意見書をきちっと反映していただいているかどうかということの評価したいというふうに考えております。

そういうわけで、11月26日の金曜日に調整会議を開きまして、琵琶湖部会から2名、猪名川部会から2名、それから淀川部会だけは非常に担当範囲が広がりますので3名ということで、7名で調整会議を構成いたしまして、そしてそれぞれこの環境、治水、利水、利用、維持などなどの項目を分担して、そして各委員から寄せられた意見を統合するといいますが、調整するといいますが、そういう取り組みを現在しているところでございまして、ちなみに1つの例として、榎屋委員と私が担当しております利水、利用、維持、それから関連施策につきましては、原案といいますが、素案がもう95%でき上がっている段階です。12月末までに淀川部会ではこの意見を整理、集約いたしまして、1月18日の第28回淀川部会、多分これが第1次といっているか、淀川水系流域委員会の最後の淀川部会になろうかと思っておりますけれども、ここに原案として提出いたしまして決定していただきたいというふうに考えております。そして、この決定した原案は、1月22日の最終の委員会において報告をいたしまして、委員長から河川管理者に提出するという運びで考えております。以上でございます。

委員の皆さん、これでよろしゅうございますでしょうか。

寺田部会長

ちょっと今、スケジュールの関係で、調整会議の方での取りまとめは、次のこの淀川部会は12月18日に開催予定をしているんですけども、この日には間に合いますか。この日に間に合うようであれば。

川上委員

済みません。間違えました。1月18日ではなく、12月18日。訂正します。

寺田部会長

はい、12月18日。それでよろしいですね。

これはまた最後のときに皆さんに申し上げますけども、次の部会は実は12月18日、もう余り日はないんですけども、この日に一応予定をしております。このときには、ダムワーキングの方で検討されているものを淀川部会の方でも検討しようということで当初は予定をしておったんですけども、全体のダム事業にかかわる部分についての意見交換は全体委員会でももちろん十分できますし、それからダムワーキング自身が学習会もありますし、いろんなところで意見を交換できる機会がありますので、次のこの淀川部会の中心的な議題は、今、川上委員の方でおっしゃっていただいた、調整会議の方でつくっていただく取りまとめの原案というものを議論させていただくということで予定をしたいと思っておりますので、余り日がないので申しわけありませんが、調整会議の方で頑張ってくださいと。

はい。

川上委員

川上です。1つ申し忘れましたけれども、これはあくまで淀川部会の原案の提出でありまして、委員会としては琵琶湖部会、猪名川部会も交えた全体の調整がこの12月18日以降に行われることになります。済みません。

寺田部会長

はい、そういうことです。

田中真澄委員

田中真澄です。ちょっと1つだけお聞きしたいんです。淀川部会の場合は、今おっしゃったように川上委員が担当されてやられるんですが、例えば利用、利水、その他の分野について、ほかの流域の方についてはその流域の方がまた担当でおられるわけですね。したがって、それを総合的に話し合うということになれば、ある1つのテーブルに着いて最終的に議論するという方向になるわけなんではないでしょうか。

だから、次の淀川部会に説明していただく場合は、淀川だけの説明になるということですよ。

川上委員

はい、そうです。

田中真澄委員

そういうように理解しておけばいいと。

川上委員

そうです。

田中真澄委員

わかりました。

川上委員

全体の委員会として、全体の部会の取りまとめ調整はその後でやることになります。

田中真澄委員

わかりました。

寺田部会長

先ほどちょっと申し上げました、きょう皆さんで議論していただく、河川管理者が特に意見を聞きたいということで申し出のある2つの項目の意見交換に入りたいと思いますが、ちょっと申しわけありませんけれども、その前に河川管理者の方からこの2つの項目についての簡単な説明をお願いしたいというふうに思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田でございます。それでは、資料1-1の方ですが、ごく簡単に、まず水害に強い地域づくり協議会の方からですが、11ページをお開きいただきたいと思います。この自分で守る、みんなで守る、地域で守るというために特に地域の方々と一緒になって、破堤といいますが、そういう壊滅的な被害を防ごうという取り組みですけれども、今現在、試行的に木津川右岸・宇治川左岸地区、それから木津川左岸地区についてその協議会を立ち上げておるところでございます。

ただ、現在のところ、まだ首長会議並びに行政ワーキングの部分でいろんな活動を始めたところでして、今後、住民の方にまで広げていくという必要性があるわけですが、現段階におきましても主体的に市町村の方で活動いただく部分がかかなり多くございますので、その市町村の方々に十分な認識を持っていただくことが必要なんです、いろいろと温度差といいますが、意識に差が出ているというのが実情でございますし、さらにこれを住民の方に広げていくには、そこを十分していけないといけないというふうに考えておるわけです。その点でこういう進め方をしていけばいいのではないかとかいったことがございましたら、ぜひご意見をちょうだいしたいということでございます。

寺田部会長

今おっしゃった第1のテーマの部分は、資料1-1の1枚目の一番上に出てます、整備内容シート番号治水-1、事業名としては水害について地域づくり協議会（仮称）ということで、具体的な内容はその資料1-1の10ページから16ページにわたって書いていただいている内容をもとにして具体的な意見を出してもらいたいということですよ。

それでは、2つ目の方はまた後ほど説明をいただくとして、この1番目の方の水害に強い地域づくり協議会というところについての意見交換をやってもらいたいと思います。この10ページをごらんいただきましたらおわかりのように、この水害に強い地域づくり協議会（仮称）というのは、実は意見書によってこの委員会が提案をしていることなんですね。簡単に言えば、これを具体化させるに於いての具体的な意見をいろいろ出してほしいということに尽きるわけです。この点について、どのような形でも結構ですから、ご意見をお出しいただきたいというふうに思います。

川上委員

水害に強い地域づくり協議会に関しまして、田中委員と私と山本委員から意見を出しております。私の趣旨は、これまで首長会議、それから行政ワーキングをそれぞれ現地で開催されたということでございますけれども、今後住民会議を立ち上げるに当たっては、通常よく、この種の協議会といいますが会議というのは、自治会長ですとか、あるいは町内会長ですとか、そういう地域組織の役職者をトップダウンで集めてやるというスタイルが従前のやり方でしたがございましたけれども、今回は、自分で守る、みんな

なで守る、地域で守るという趣旨から考えて、できるだけ広い範囲の人たち、役職者に限らず、積極的に参加していただけるような仕組みを考えるべきだと。その運用の仕方に当たっては、これまで幾つかのテーマで河川管理者が各流域で取り組んでこられた対話集会のあのシステムをぜひノウハウとして活用していただきたいと、そのような趣旨で意見を述べたわけでございます。以上です。

寺田部会長

この部分について。はい。

谷田委員

そういう筋書きの中で、今本先生が最初に怒られたこういうシンポジウムはすごくいいことだと思うんですが、今ざっと拝見して問題点があるというのは、やはり破堤は避けたい、壊滅的な被害は避けたい、それからもう1つはライフラインの破壊を避けたいというのがたしか防災の大きな目標だったと思うんですね。ライフラインである、例えば水道、電気、最近は携帯電話もそうですかね、そういうものを事業者、あるいはもしかしたら緊急食料の補給者としての流通業者ですか、そういうものは取りまなくていいんでしょうか。要するに、首長、住民以外に、そういう事業者を災害時にコミットしていただけるシステムをつくっておくというのは非常に有効な防災対策になると思うんですが。多分、それはしのぎの防災なんでしょうけど。

寺田部会長

だれに。

谷田委員

という意見。

寺田部会長

質問じゃなくて意見ですか、今。

谷田委員

はい。

寺田部会長

この部分について、今先ほど川上委員がお出しだたいていることで説明がありましたけども、この資料1 - 2の治水 - 1というところがこの今の問題の部分なんですけども、あと田中委員、それから山本委員が意見をおっしゃっているんで、その趣旨も含めてその部分の意見をお話しいただいたと思いますけど。

山本委員

済みません、お先に。山本です。今、川上委員がおっしゃいましたように、首長会議、行政等々の担

当の方以外にまず広く知っていただいて啓発していくというシステムにしていかないといけない。今やっておられるところは、まず首長会議、行政等々のレベルのことでスタートされているわけですけども、今後展開されていくときに、やっぱり住民の意識をもう少し高めていかないと、あふれてもいい新しい川とのつき合い方ということに対して地域がもたないのではないか。一人一人の人に水害に対して知識を持っていただいて、自分の住んでいるところで自分が、昔と違って、人はあちこち動く時代ですから、出先でも水害に遭わないとも限らない。そこでどういう行動がとれるのかを考える場所をつくっていただきたいと思います。

それには、先ほど川上委員がおっしゃいましたような、まず地域での対話集会を開いていく、先ほどの「水害に強い地域社会づくりにむけて」といった取り組みをやっていただきたい。その中で実際に被害に遭われた方、その地域で昔からそこに住んでおられて、ここでは昔こういうことがあったということをお話しただいて、そのときどうしたというような知恵が必要です。今水害を全然知らない人ばかりになってしまっている新興の家が立ち並ぶところでも、昔はここは田畑で水がつかったことがあるというようなこと、どこまで水が来たことがあって、そのときみんながどうしたということの話が聞けて、自分で考えられる、そういう場所をあちこちでつくってほしいと思います。

田中真澄委員

ここに書いてあるのはあれなんです、1つは、僕はいろんな委員会とか協議会とかはもちろん加わってはおりませんが、近年の水害の特色みたいなものを素人的に考えまして、温暖化現象というものが事実であるのかも私にはわかりませんが、ただ、雨の降り方が特殊な感じがいたしまして、一昔前なら水害が、洪水が出てくるぞというような、不的確な言葉かも知れませんが、少し時間的な余裕があるような、流域全体で考えられるような洪水だったと思うんですが、最近はある間にやってくる。

最近の中小河川の雨の降り方を見ていまして、中流部ではほとんど流量がそんなになっていないのに、ちょっと下流ではもうあふれているとか、場所場所あるいは流域の場所によって随分変化があると。あつという間に出てくるスピードの1つの特色があるわけなんで、ある専門の人に言わせれば、やはり従来の日本の風土に合った雨じゃなくて、温暖化により雨の特徴もやや変わってきたのではないかと。いう説も出てきていますので、できるだけ早いタイミングにどういうぐあいにリアクションを起こすかと。

そのためには、常日ごろ、私は横のラインが非常に必要ではないかと。上から下への1つの伝達方法ではかなり時間がかかるということで、余りいい名前ではありませんが、例えば防災学習講座とかいうもので一般市民の人が1つの学習講座として、どうすればいいかという知識、認識を常日ごろから広く

広めていく必要があるのではないかと。つまり、気象の特色や、新聞紙上でわかっている、いざこういう急激な洪水が起きるときにはなかなか身が動けないということが事実なので、そういう意味では平日ごろから横のラインをきっちりネットワークできるような学習講座というものを地域ごとに広めていけば、パーフェクトではなくても、そういう人たちの動きが大事になってくるのではないかと、そのように私は思っています。

それからもう1つ、この下段に、ダム放流操作の影響で下流に水害が発生したという被害住民の訴訟があるわけなんですけど、これもダムの放流操作というものが非常に重要で、下流域にとれば、この操作によって助かったり、被害が少なくなったりするわけなんですけど、ひとつこれが誤って影響が出たときには、いろんな下流域で住民が被害をこうむったというような影響の中で訴訟などが起きているということを考えれば、やはりこれも緊急事態でのダム操作のシステム管理というものを徹底して、下流域にできるだけ安全でかつ敏速に行動できるようなシステムを伝達しておく必要があるのではないかと。以上でございます。

寺田部会長

今おっしゃった田中さんの意見、抽象的にはわかるんですけど、地域ごとに広めていくと。それを具体化するにはどうしていったらいいのかと。つまり、この資料の1 - 1でも、例えば10ページにはこの調査・検討の過程がいろいろ書かれていて、河川管理者の方がいろいろ実践をしていっておられるわけですね、現在。

田中真澄委員

はい。

寺田部会長

そういう中で、例えば12ページに載っているのでは、首長会議での問題提起、問題点指摘がいろいろ出ていますけども、こういう中でも、例えば住民の反応が鈍い、ハザードマップを配っても何の反応もない、それから組織によって非常に防災組織も熱意の差があると。要は、浸透させるために、住民たちが、みずから自分は守るとか、地域で守るとかいうことを本気でもって考えてもらうために具体的にどうしてやっていったらいいかということが僕は共通の悩みやと思うんですよ。そこに何かヒントになるような意見を言ってあげないといけないので、抽象的にとにかく地域で取り組めやという程度のことでなかなか実効性は上がらない。だから、もうちょっと突っ込んで意見を言ってもらった方がええと思うんですけどね。

田中真澄委員

例えば、皆さん御存じのように自治会という組織もあって、あるいは水防団、いろんなそういう関係

する組織はあるわけなんです、そうした既成の組織力で伝達という方向でいくよりは、もう少し違った、今までにない組織、例えば先ほど申し上げましたけれども、一般市民が参加できるような学習講座みたいなものを開いて、そして今の水害の状況などもよく学習できるような、そういう横の学習を広めていくような組織が必要です。例えば地域でいろんなグループだとか、あるいはいろんな市民だとか、いろんなことをやっているたくさんグループがありますが、その中にやっぱりこういうものに認識を持っているような人たちを中心に講習、学習などを広めていくことも、必要と思われれます。例えば、各地域では、毎日いろんな学習会、研修会、文化サークルなど、いたる所で行なわれて、中で災害の学習や意識の向上など、小さな集会で広める事が可能です。又、学校での1つの知識の取り組みみたいなものもあればいいと思います。

寺田部会長

ということは、この河川管理者の方が、流域委員会が提案をした、水害に強い地域づくり協議会というこのイメージとして、非常に大きい組織で全体を統括するようなイメージでとらえておられるけども、田中さんのご意見は、そうじゃなくて、もっと非常に細かい、地域の個々の住民がいろいろ参加できるような小さい単位のものから、それをボトムアップみたいに上へ上げていけるような、小さいものが幾つか重なって中ぐらいになって次に大きくなっていくとか、そういう小さい単位での今おっしゃったような学習会とかというようなものの組織が必要じゃないかと、そういう問題提起ですかね。

田中真澄委員

そういうことですね。例えば、流域に学校があるとしますが、水とかいろんな問題にかかわって水害の問題も危険性があるということになれば、やっぱり学校の子供たちもそれに対する認識も強くなって、それが地域ごとに積み重なっていくという学習の場みたいなものを地域地域に育てていった方が、ある意味では実際に人々が下から細かく広がっていく、そういうものも必要ではないかと僕は思っているわけです。

槇村委員

槇村です。私も似たような意見なんです、11ページのところに、水害に強い地域づくり協議会で首長会議と行政ワーキングと、そして住民会議というのがありますね。私も今お話を聞いていると、対話集会であるとかかなり大規模なものですけれども、阪神・淡路大震災の後、それぞれ地域で安心、安全の町づくりをどういうふうにしていこうかということで、非常に小さい単位で自分たちの町をウォッチングして、検証して、いろんなことをやっていこうという活動が当時、もう10年前ですけど、いろいろ始まったわけです。

このハザードマップも多分市町村でつくられていて配られていると思いますけども、それを紙で見る

のと、自分の地域を実際見るのと違うんですね。私自身、水害に何回も遭っているのですその辺の体験はあるんですけど、今おっしゃったように以前と今と違うので、そういう体験自身が役に立つかどうかわからないんです。ただ、私なんか、もちろんこういうふうに関心があるから、ちょっと雨が降ったら、帰りしな通勤で歩きながら、うわ、ものすごい、この間まで水路に全然水がなかったのに急にいっぱいになっていて、すごい流れ方や。どことどことがあって、これはどこへ行くんだろうなんて思いながら、自分の住んでいる地域を見たり、歩きながら思うんですけども、関心がない方については自動車に乗っていたら雨なんか関係ないので、水路を見るということはないですね。私は乗らないので、歩きながら見たりするんですけど。

それで、この住民会議という組織ですけれども、非常に手間暇かかるんですけれども、どこか幾つか、すべてのところで同じようにということは非常に労力と時間がかかると思いますが、水に強い地域づくりというか、そういう言葉がいかどうかはちょっとわからないですね。安全であるとか、安心であるとか、そのうちの1つであると思えますけれども、そういうことを自分の町で、町というても、市単位だったら大き過ぎるんですね。自分の自治会でもちょっと小さ過ぎますかね。いい区域の範囲があると思えますが、そこでハザードマップをつくったり、自分のところはどうか、どういうふうになったらどうだとかいう地域情報を出しながら考えていく。そこで、だれが参加して、その情報とか知識を提供してもらおうか、どういうふうに進めていくかという幾つかモデル的なやり方をつくれば、そこで学んだ人がまたいるんなところでやれると。すべての人を同時に何万人、何百万人とできないので、ある1つのやり方みたいなのをつくって、それを広めていくという点もあるんじゃないかなと。

非常に時間がかかるので、それだけではだめなので、だから一方で機械だとか、ITだとかいろいろやらないといけない。若い世代については、例えばそういう時間がないと思いますので、ITを活用して地域の情報とか、自分たちでつくるといこともいいし、ITを活用して、若い世代ならそこで何かできるという、いろんな方法を考えることもできるんじゃないかなというふうに思いました。

だから、住民会議というのは非常に大きな組織も考えられますけれども、現実的なところは、どこへ逃げるかというのは非常に即断的に即行で動かないといけないことなので、体験の中で行動できるということが非常に重要だと思いますので、かなり小さい単位でやった方がいいんじゃないかなというふうに思います。

本多委員

本多です。今のご意見と田中さんのご意見に関連して発言させていただきたいと思います。

自分で守るところが一番、住民の初期の段階で大切な部分であろうかと私も思います。それで、住民会議というのは、やはりそういう部分では一番大切な自分で守るの部分を担当になるのではない

かというふうに考えています。お二人がもうかなり発言されておりますので余り言うことはないんですけども、そういう住民が自分で守るという行動をしていただくためにどういうことが必要なのかということも議論する場である必要もあるのかなど。

そういう意味では、住民会議ではありますが、もちろん住民の皆さんに参加していただいて、どういう情報が欲しいのかとか、どんなふうになるようにしてほしいとかいう要望も聞く必要があるかとは思いますが、実際に危機管理をして、住民に動いていただくためにはどうしたらいいかというようなことを研究されている学識経験者という方の参加も、やはりこの住民会議の中に必要だと思いますし、田中さんや榎村委員がおっしゃっていたように、どう普及していくのかとか、どんなふうに学習をしたりしていくのかという意味では、そういう市民への普及活動であるとか、コーディネート活動であるとかいうことについてご専門にされているような、そういう学識経験者なのか、よく経験を積んでおられる人なのかはわかりませんが、そういう人たちにも住民会議という中に入っていただく必要があるのではないかと。その中で自分で守るという行動をどういうふうにしていただいたらいいのか、どういうふうに情報をとっていただいたらいいのか、どういうふうに伝えていったらいいのかということを検討していただく必要があるのではないかと思いますので、住民会議の中にも学識経験者であるとか、コーディネートや普及を専門とするような担当者であるとか、そういう方も加えて議論していただいたらいいのではないかなど。

それともう1つは、全体を通じて言えることかもしれませんが、地域で守るということは即そのときの話ではありませんで、長期間かけて地域を整備していくという話ですから、これは恐らく水害に強い協議会の全体のところの議論になるのかもしれませんが、こういうところでもそういう町づくり、特に防災に詳しい専門家の学者さん、ただ単なる河川工学とかいうことではなくて、地域づくりということにたけておられる方も特に必要ではないかというふうに思います。以上です。

山本委員

山本です。先ほどのことにつけ加えまして、初期のころの淀川部会で河川管理者の方から、福知山の駅前に大きなモニター画面が設置されていまして、そこでハザードビデオを流したりされているということをお聞きしたので一度見てみたいと思っていたんですが、ことしとうとう機会がありまして見ることができました。駅前でバス待ちの人たちが駅の広場に立っている間にその大きな画面で、その地域に雨がこう来たときにどれくらいあふれて、こんなふうになりますよというようなビデオを流されているわけです。その場で時間待ちの間にそういう情報が得られて、そしてまた家に帰ったら、その地域の中で話題になるかと思うんですね。そういうところで、雨が来たときにどうしたらいいのかというような、まずきっかけ、意識ができると思うんですね。

地域の皆さんに危機感とか、この地域ではこんなふうになるなど、駅前で見たとビデオ、あれ見たかとかというような話がベースにあって、そこでその地域で、先ほど話題に出ました学習会等を開けば、まず全然とっつきのないところで始めるよりはいい。やっぱり、今の時代ですから、映像による、視覚による情報というのはすごい大事だと思います。大勢に対してなかなか効果的に啓発活動はできないということですけども、そういった面でも何か会を開いて、そこへ来ていただくというのではなくて、直接的にできることはあると思っています。

川上委員

水害に強い地域づくり協議会を試行的に始められた木津川の右岸、宇治川の左岸というのは、言うまでもなく昭和28年の13号台風などによっては大きな災害をこうむった地域で、巨椋池の地域もありますし、それから山城町なんかの天井川を抱えているような地域もあって、多分そういうところを意識して選ばれたんじゃないかと思いますけれども。

7月の福井の災害、それから先日は由良川の水害の現地を視察させていただきまして、私も子供のころは大阪の平野川分水路という低湿地に住んでいた時期がありまして、何回も水害を、床下浸水は体験しておりましたけれども、改めて、やはり現場を見て初めて納得するというか、わかるという部分があります。会議室で人を集めて概念的に幾ら話をしても、なかなか内在化しないという思いがいたしますので、できるだけ現場主義で。現場が無理であれば映像を用いて。そして、まことに恐縮ですけども、やはり由良川とか円山川とか福井なんかの実際に被災された体験者のつらいお話を伺って伺うというふうな、できるだけ体で感じていただけるような取り組みをしていただきたいと思います。

今本委員

今本です。資料1 - 1の10ページのところに、自分で守る、みんなで守る、地域で守ると3つに分けています。それで、11ページの方の協議会は、首長会議、行政WG、住民会議。ちょっとこの自分で守る、みんなで守るとの対応が欠けているような気がするんですけども。といいますのは、みんなで守るの水防活動が実質上は水防団あるいは消防団になると思うんですけど、水防団あるいは消防団がこの中の組織が欠けているような気がしますが、これは入っているんですか。質問です。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田ですが、住民会議といいましても、ちょっとイメージが今のご議論と我々は少し違ってありまして、水防団とかそういう方々がやはり水防活動あるいは災害時の核になる方々だろうという認識がありまして、そういう核の方々でもってこの住民会議を組織するようなイメージを抱いておりました。その部分は説明が抜けていますので、大変申しわけございません。

今本委員

私は、この行政のワーキング、こんなんは小会議の下につくもので、協議会の中に並べて名前を出してくるのはおかしいと思うんですよ。

塚本委員

塚本です。今本さんがおっしゃるとおりだと思います。それはもう組織としてあるんだから、それは動けと言ったらかなりいろんなことで動くわけですね。これは1次のものですよね。これはこれで行政自身がお互いにやっていかれたらいいわけです。もう1つは、大事なのはやっぱり2次、3次という、起こったことに対してどうコミュニケーションをとるか、そのことが大事ですよね。それは皆さんのお話があったところだと思います。だから、おっしゃるとおりだと思います。そのときの住民探しが非常に難しいんですね。

それで、活動しないと、物事をやらないと本当に問題点というのは出てこないんですよ。どんな町づくりであろうと、どんなことであろうとそうです。そういう意味での共通の認識を持てるようなリーダーあるいはまとめ役が、それは自治連合であってもいいです。お互いにそこがわかってくるような、まとめられるような人間たちが集まるような工夫をしていくということが非常に大事ですね。それは情報なんですね。だから、先ほど私は前の会議で申しましたけども、いろんなこういうことが問題あるよとかと言って物事をやる人たちに対して、やっぱり行政も見極めて積極的につき合う。あるいは行政がこれをやりたいということに対して、住民もちゃんと重なってやっていくというようなことをやりながら、その中で人を探していくことです。それで、次第にこの地域というのはこのような人がおられるとかわかってきますから、それとともにまとめていく。本当にその町に対して人々が思いを持てるような、納得できるような、人が集まるような方法を、これは時間がかかりますけれども可能でしょう。

だから、今本さんがおっしゃったとおり、ただ首長を集めて何しても、これは従来どおりです。そこで今度はその従来のもとの新たなものとの作用が要ります。

紀平委員

紀平でございます。今話を聞いていて、知識も大事ですけども、実際の訓練というか、火災訓練とか地震の訓練を学校でもやりますね。

私が今少年時代を思い出して、よく空襲のために防空演習をしました。ここの家とこの家はこの防空壕に入りなさいとか決められていたんです。それで、学校に行っている途中はこの防空壕だというふうに分けられていたから、我々が住んでいる町、呉なんですけども、3日にあけず空襲があったんですね。それがうまく徹底しているところは生き残って、現在私は元気なんですけど、駅の近くとか、市街地の人はそれをおろそかにしていたから、かなりの人が亡くなったんです。

だから、やっぱり市とか何か、どこの川のどのあたりが破堤したから、どこに避難するかという「水害演習」というか、実際に避難する訓練をすると意識がかなり変わってくると思うので、そういうものもぜひ進めていくようにされたらどうかというふうに思います。

寺田部会長

かなり古い時代のお話が出ましたけども、しかし、現在でも通用することと思います。私も同感なんですよ。

今も言われたように、最近でも、火災訓練、それから救命。ちょっと人が集まれば全部派遣してきますよ。人工呼吸はどないしてやるかとか、例えば家庭でてんぷらをやっているときにぱっと炎が出たと。それを消すのはどないしたらええかとか消火器の使い方とか、非常にきめ細かいことをものすごい小さい単位で今はやっていますよね。

それと同じようなイメージで、さっき田中さんも榎村さんも言われたけども、小さい単位でみずから自分で守るという意識を植え付けをするということの必要性、これは間違いなくあると思うんですね。ただ、それを細かいところではばらばらにやっていたんではいけないと。それをやっぱり中ぐらいのところ、それから大きなところで束ねて、どういうことを浸透させていかないかんかということはどういう大きな組織でいろいろ検討されたらいいと思いますけども、上から下へこれやれやと言ってというのではできないと。だから、小さい下の方から、みずからがやっぱり自分たちがやっぺいこうという意識が芽生えるような形のをぜひ考案、考えてもらったらどうかと。既に今そういう火災訓練とかまた救命訓練とか、いろいろなものでうまくいっている例も参考になるかと思えますね。多分河川管理者もそういうこともイメージしながら考えておられるとは思いますが、

そんなところでこの問題はよろしいですか。もう1つありますので、あと時間は四、五十分しかありませんので。追加はありますか。そしたら、はい。

細川委員

細川です。台風がことし何回もあったので地域では非常に危機感が強まっています。今話を聞いていますと、既存の社協とか水防団とかというレベルで住民とかかわるということしか考えていないというお話でしたけれども、住民のもっと草の根のところ、自分たちで避難体制を考えていこうということを、既に活動を始めているところはあると思います。そういうものをどうやって支援するのかというのは、やはり河川管理者の側から、どういう支援ができますと。例えば、出前講座のような形でこちらの方からいろいろ情報提供することができますとか、あるいは避難体制をつくるんだったらそういうノウハウを持っている人間を派遣しますとか、そういうふうな実際に河川管理者の側から出ていって住民の中に入っていくことができるというような体制も考えていただかないと、住民の草の根の活動を支援してい

くことは難しいと思います。

川上委員

先ほど淀川河川事務所の吉田所長さんの方から、住民会議というのは水防団、消防団などを認識しているというお話があって、我々の認識と大分大きく違うんですけれども、自分で守る、みんなで守るというこのキャッチフレーズといいますかこの理念と、今淀川の所長さんがお話しになった住民会議のイメージと合わないんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。ちょっと言葉足らずでございましたが、ここで言っている住民会議は広いエリアの会合というイメージでここは書いていますので、そういうものをイメージしていると申し上げたんですが、もちろん自分で守ると言うからには、住民の方々それぞれにやはりそれなりの意識を持っているただかんとはいけませんので、それについてどういう組織体でどうやっていくかというところまで、まだここには入っていないということでございます。

塚本委員

それは1つ大事で、先ほど言ったように、住民側から起こってくることに對してある支援をする、あるいは啓発されるような状況をつくっていくということで、今おっしゃっている組織自身が非常に活発になるということが1つありますね。

だから、そういう意味では両方が。例えば自治連合体もそうなんです。新たな動き、活動する住民に對してパラレルに作用したときに初めて自治連合体自身の活性もあるわけです。この効果というのをやっぱり考えていただきたい。

小竹委員

最後になりますが、ちょっと発言させていただきますが、大阪の淀川区は皆さんがおっしゃっているとおり実行の段階に入っております。私が淀川フォーラム実行委員長として、商店会長、町会長、婦人部、その他の代表、行政の方では国土交通省から福島出張所の所長さんと次長さんに出席していただいて、毎月1回6時から夜9時まで3時間いろんな問題を進めています。それから飲食組合 240軒がありますから、皆さんにお願いして炊き出しの了解を戴いております。

今度は、高等学校は校区が広いので出来ませんが、一方、中学校は淀川区として校区は決まっていますから、平常、スポーツ、ラグビー、野球のような合宿でもしている生徒さんを調査しますと、6つの中学の3年生、男女合わせて1,000人おりますので、いざ何か災害が起こったときは自分の学校へ出勤して、近所のお年寄りを迎える。それを阪神大震災のときの受付を訓練した方がリードして戴く、こういうふうに地域だけの問題でなしに学校を含めた展開を実際に働きかけております。それで、国土交通

省の方も非常に熱心に具体案を言うていただけるし、区役所の3階を事務所にして、区役所からは7人が企画部から必ず出席していただいて進めておりますので、ちょっとご報告しておきます。

寺田部会長

そうしましたら、この問題は、いかなる洪水に対しても被害を軽減するという理念との関係では非常に大事なことです。これを具体化していくための具体的なアイデアというものを、今後も委員会の方もいろいろ提言していくことが必要じゃないかというふうに思いますので、この意見書取りまとめ案の原案を調整会議でつくっていただくときに、きょうの意見も参考にさせていただきたいと思います。

それでは、もう1つの方のテーマ、これは資料1-1の1枚目の一番上に出ています「意見を頂きたい事項」の2番目、利用-14、事業名が船舶航行環境影響検討というところで、具体的な内容はこの資料1-1の16ページ以下に載っておりますけども、この部分はどういう視点から意見をもらいたいんだというようなことの説明を監理者の方お願いできますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。それでは、16ページをお開きいただきたいと思います。

基礎案での記述の中にございますように、いわゆる舟運復活、水辺のにぎわいとかがといった視点も含めて、舟運の復活という要望の声が出ているということ。一方で、阪神大震災のときの教訓を生かして、そういう緊急時での舟運というものの必要性ということから、船による輸送というものも考えていこうということで方針を出させていただいておまして、意見書では、水質あるいは環境への影響も考えられるので、総合的かつ慎重な調査検討が必要だというご意見をいただいているところです。現在まだもちろん検討途上でございますけれども、その検討途上の中で幾つか、こういった影響あるいはメリット等々も、以下22ページまでの間に現在までの調査検討の内容を少し書かせていただいております。

昨今、そういう船の運行ということについて、少しずつではございますけれども機運等も盛り上がってきているような状況でございますので、具体的にこれらの検討を進めるに当たって、こういう方向で進めていこうと。具体的には、今後の取り組みでもございますように、保全方法、航行規則、あるいは水面利用協議会でのゾーニングの利用区域の制限、そういった中での検討を踏まえて、舟運、船による運行という取り組みを進めていきたいと考えておるところでございますので、これに対していろいろとご意見をいただければということでございます。

寺田部会長

この部分につきましては、資料1-2の利用-14、これは整備内容シートの番号ですけども、その各委員から出していただいた意見を掲げていますけれども、そこをごらんになりながら、それを参考にさせていただいて皆さんで意見を出してもらいたいと思いますが、ここの部分は、倉田さん、紀平さん、山

本さんに田中さん、渡辺さんと、たくさんの委員の方からいろんな意見が出ている部分ですけども、皆さんの方でちょっと意見を。はい、山本さん、どうぞ。

山本委員

ここの部分について私はかなり気になって書かせていただいたことがございます。

意見書では、河川における船舶の航行は水質を初め環境への影響が大きいと、総合的かつ慎重な調査検討が必要であるという意見がこの委員会から出ております。それで、この淀川の流域委員会がいろいろと、こんな委員会をつくりなさいよとか、こういうところで協議会でいろいろ話し合っているんなことを考えながらやってくださいよと言ったことを踏まえて、また既存の委員会も活用しているんなことを話し合ってくださいよと言ったことが、こういうところで具体化されてくるんだろうと期待していたのです。それで、この委員会が言ったことプラスほかの個々の委員会というんですか。例えばここに、調査検討なさっている過程でご相談されている淀川環境委員会、淀川水面利用調整協議会等々で検討なさるといようなことが書いてあるんですけども、そういったことの組織同士の有機的なつながりとか、そういうのがこれからは大事になっていくだろうと思っております。

きょうの進捗状況の点検は、まとめられて1月末に一定の成果として報告されるわけですけども、その後この流域委員会は、進捗状況の点検、フォローアップというのが一つの大きな任務になっていきます。まず進捗状況の点検をしてまとめていくのがその仕事の初仕事というか第一歩になるわけです。だから、できればここでほかの委員会との関連、それもまた河川管理者とこの委員会とのキャッチボールもありますけれども、ほかの委員会でどんなふうにそれが話し合われて、どんなふうに進んでいっているのかということはこの委員会に対しても報告を上げていただいて、その中でまたこの委員会が考えるというような有機的なつながりというのが必要になってくるだろうと、これからはそうになっていくんではないかと思っております。

ここには書いてないんですけども、この調査検討の進捗状況のご報告の中で挙げていただいております船舶航行環境影響検討という実験ですけども、これは淀川の大堰開門検討委員会の方に出された環境面での調査の報告資料と認識しています。これが行われたのが平成15年、去年の10月の資料で、ことしその大堰の開門検討委員会の方へ春に出された資料が、ここにワンドへの影響等の調査で17ページ、21ページとかに載っている航走波の実験対象船舶等々の資料だと聞いております。

それでいいますと、去年意見書で言った意見の後の話ではないわけです。そのときにも、総合的かつ慎重な調査検討が必要であるとしておりますし、この委員会では、環境面に非常に注意を払ってこれからはやってくださいよということをやっていたにもかかわらずというんですか、災害時の舟運の復活の要望等々で、要望があるからという理由で、紀平委員も書かれておりますけれども、需要の調査、どれ

ぐらいの必要があるかというような調査。ニーズの調査はされている。だけれども、こういった調査が去年の秋以降進んでいないのか。ここに報告が上がっていないというのはどういうことなんだろうなと思っております。調査検討の進捗状況の報告としてはこれはちょっと不満な資料、やり方なんではないかと思っております。

寺田部会長

今は意見の部分が大半ですけども、もう1つ、河川管理者の方に対して、この淀川の流域委員会の方から調査検討という部分について今後検討していく上において、今の船舶の関係でも、他の例えば淀川環境委員会であるとか水面利用調整協議会であるとか、いろんな組織ができています。そういうところでの検討状況というものを報告をこの委員会にもちゃんとしていってもらえるのかと。それから、そういうふうな各組織とこの委員会との連携といいますか、そういうものをどのようにお考えになっていますかというふうなことの質問が入っていると思うんですけども、そういうことでちょっとご意見をお聞きしましょうか。管理者の方、もし現時点でその辺何かあるのでしたらコメントしてもらったら結構です。なければ別に構いませんけど、あればおっしゃってください。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。事業の進捗の点検に当たってご意見をいただくということでお願いをしておるわけでございます。もちろん事業の検討もそうですが、実施あるいは検討を進めていく上で、そういう別な組織をつくって、そこでいろいろ検討を重ねながら成案にしていくということももちろんやってきております。そういうことからしますと、進捗状況をお出しする段階で、場合によってはそういう委員会でのご議論なんかも含めてお出しするということは当然出てこようかと思えます。こういうことでよろしいでしょうか。

寺田部会長

いいですか。今の現時点では、管理者の方はそういう程度の連携としてお考えになっているという前提で、もし意見があったらおっしゃってください。

山本委員

例えば、先ほど言いました淀川大堰の開門検討委員会では、この流域委員会は大堰の開門設置や舟運に反対なんではないのかというような意見が委員会の中でも質問として出されて、いえいえ、流域委員会は反対ではないんですよと、流域委員会の出している意見等をご説明されていると聞いているんです。そういったときに、委員会同士の連携というんですか。流域としてどういうふうに考えていくのかというところ、ひとつ何か考え方が浸透していく。例えば、流域委員会が出している意見書や提言の環境に対する考え方が浸透しているのかどうかは、とても不安に感じるんですけども。

ほかの委員会との、いい意味でのキャッチボール、風通しのよさは必要だと思うのですが。いろんな組織をつくりなさいと言われたからつくったとか、今まであるものについて、今までやってきた事業についてはそのまま進んでいるというようなイメージを抱いたこの報告書だったんですけども。特に環境面で、この委員会が言っていたようなことを踏まえての調査検討等々をされているのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。ですから、意見書をいただいて基礎案になっておるわけですね。その基礎案に基づいていろんな検討も進めてきているわけですね。ですから、その状況について進捗状況をお話させていただいていますので、その段階で、冒頭もご議論あったかもしれませんが、要はそれは流域委員会の意識と違うよということであれば、そういうご意見がまた出てくだろうというふうに思いますし、もちろん状況等、あるいはいろいろ変わってくれば、それはその状況に応じてご意見なんかも場合によっては変わってくることもあり得るでしょうし。ですから、まさにそこをいろいろご意見をちょうだいしながら進めていくということになってくるんだと思っております。

寺田部会長

はい、川上さん、どうぞ。

川上委員

川上です。舟運復活に対する要望の声が出ているということがこの事業の根拠になっておりますけれども、本当の意味で舟運復活を要望する声があるのかなというふうに私は実は疑問に思っております。

舟運ニーズの検討ということで、自治体ニーズ調査、それから住民ニーズ調査を行っておられますけれども、自治体に対して、淀川の舟運はあった方がいいですか、なくてもいいですかと聞けば、それは今のように閉鎖的に禁止されているよりはあった方がいいですよぐらいの認識じゃないかなと私は思うんですね。それで、じゃ、枚方市さん、観光用の船あるいは都市交通としての船を自腹で持って、そしてちゃんと経営していく意思はありますかと聞いたら、いや、それはということになるんじゃないかなと。つまり、アンケートの聞き方によって答えは変わってくるんじゃないかと。ちょっと意地悪い言い方ですけども、私は思っております。

住民のニーズの調査にしましても、調査総数は人口比の0.005%で、回収はさらにその15%だということから考えると、これは、調査したもののちょっと根拠にはなり得ない数字なんじゃないかなと思っております。それで、CO₂等の環境負荷の低減が必要であるというふうな環境面に関する意識は高いという形で出ている。それから、舟運の希望料金としては500円から1,000円ぐらいの範囲で考えている人が50%を占めているというふうなことから考えて、とても経営的に成り立つはずがないのではないかと。決めつけていいかどうかわかりませんが、そういう意味で、本当のやる気を持った需要とい

うのがあるのかどうか、私は疑わしいと一方的に思っております。

森下委員

今のことにしても、船が運航されると生態学的にどのような影響があるかについて発言させてください。

日本の河川は、上流から下流に水が流れてそれに適応した生物がすんでいるところです。それで、舟がひっきりなしに通ることは横波ができるということです。このことは川に湖沼の水の流れをつくってしまうということなんです。それで、ここに環境のところには書いてありませんけども、生態学的な影響が出るとしたら、それはすむ生物が変わることで生態系への影響があります。ワンドの問題だとか野鳥の問題だけではなくて、たかだか船かもしれませんが、河川の機能が波によって変わってくることによって、回遊していく生物がうける河口の環境の変化について注目してほしいですね。そういうようなことについての少し高度な生態学的なモニタリングというのをしないと、私は淀川がかわいそうだというふうに思います。

河口部の回遊魚または生息種の変動は大きく言えば流域全体に影響を及ぼすわけですし、また、疎水を通して琵琶湖へ入っていくような魚のことも考えますと、やはり流域の問題として、この舟運というのは部分的に解決するのではなくて、全体の生態系にどういうふうな影響を与えるかというようなことも、学術的なレベルの答えを出していただきたい、これだけ環境の問題について一生懸命みんなで考えているときに環境に対する質も向上させたいですね。

寺田部会長

はい、どうぞ。

紀平委員

紀平でございます。今言われたことは大変大事ななことかと思いますが、そのためにも、船の規模ですができるだけ小型の船、私の意見としたらできたら手こぎぐらいに思っています。

それと、ここで現状の課題のところも舟運復活を要望する声が出ており、それから河川整備の方針のところにも、初めの方はよくわかるんです。大地震のときという話で、整備を進めるとともに。これはともにじゃなくて、並列じゃなくてここで一遍切って、もし自治体や民間が舟運復活の要望が出たときはこれを指導するとかね。これを並列にされると、かなり観光とかということに進んでいくような気がして、このあたりが何となく私は心配な気がするんです。

谷田委員

教えてほしいんですが、淀川のように、都市河川と言いながら比較的まだ自然の状態が残ったあの規模の河川で、ここに写真にあるような大きな動力船による観光舟運をやっているところは日本にほかには

あるんですか。もちろん東京の運河化したところは別ですが。最上川なんかでも、あれは流れ落ちてボートを陸送するとか、球磨川もそうですね。要するに、非動力船で観光舟運は成り立っているもんね。そういう手はあると思うんですが、全然インパクトが違うから。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。日本の河川の特徴としまして、水量が割と一定で船の航行に適しているといいますが、船の航行が何とかできるという川が非常に少ないというのは一つございます。その中で私が知っている限りで観光舟運をやっておりますのは、東京の荒川と隅田川、それとひょっとしたらこれは最近休止になったかもしれませんが、広島の大田川、その程度かと思えます。

谷田委員

谷田です。隅田川はほんまのクリークというか溝ですけど、淀川はやはり琵琶湖淀川水系としてかなり貴重な生物が残っている場所ですから、軽々に大規模な動力船を入れるのはやめていただきたいし、この程度の環境調査では、森下先生もよくおっしゃったとおりですが、生態系への影響を調査したとはだめです。

それから、動力船を入れるとうんと違うのは、底泥の巻き上げが起きますね。もうあんだけ水をためてあるところにNP負荷がふえますので。それから、恐らく動力船を入れて観光舟運をやると、現在試みられている淀川大堰の開門、開放にも制限要因になることは間違いないと思いますので、すごく慎重にやっていただきたいと私は思います。

森下委員

ちょっといいですか。さっきのは言葉不足だったと思う。横から波が来るとどういうことになるかという、魚が下から波を受けて上に浮き上がっちゃうんです。船が通ることによって波が横にずれますね。下から水が上がってくるんで、おなかのところから押された状態になって魚が浮いちゃうんですね。ヨーロッパでもアメリカでも、運河があるところの魚類の生産量というのは本当に限られてしまうんです。淀川は、私たちが環境というのをよく考えてしているところですし、春になってアユが上ってくるでしょう。アユは流心は通らないで、へりを通っていく。へりを通ってきたときに横波が来ると、影響も大きく受けやすい。浮き、波が引いていったときに植物にかかる。それを鳥が食べに来る。木津川とか桂川とか宇治川とかにアユが上っていく量が減ることになる。それはやはり避けてほしい。

今本委員

森下さんの今のお話ですけども、調査の結果ですか、推定ですか。

森下委員

調査の結果です。

今本委員

今、淀川で砂利船が随分動いていますね。

森下委員

はい。

今本委員

あのときに私は、あんまり魚が草にひっかかっているのを見たことがないんですけどね。

森下委員

普通は多分あなたが見られて大丈夫と思うんです。みてわかる程だったら大変です。多分最初に船が通りはじめた時にはよくみかけられたはずですが、いまはもうすでに船が行き来する状態の川になっていて、すでに横波を受けて平気な魚は分布域をせばめているはずですが。桜の花が咲いている、アユが上っているときに行かれてください。そうすると、アユがヨシにひっかかっておりますから。そして、そのときに限っていっぱいサギが出てきますから。もう見ていただければすぐわかります。

今本委員

船が通らなかつたらそういうことは起こりませんか。

森下委員

船が通らないと、本来の流れだけです。横波が何故悪いのかは湖岸が、水辺がコンクリートかヨシ帯でも影響は異なります。ヨシ帯の場合は影響が軽減されますが、コンクリート化した川で船が通航することでは稚魚の生息が影響を受けます。まず生産量が減少し、種が変わります。まあブラックバスばかりになりますよ。

今本委員

私は知らないんです。ですから教えてほしいというだけで、どうなのかというか、それをどう判断するかですけど。ただ、実態として、何か船を通すと淀川が非常に悪くなるというような意見を言われますけど、今現に随分船は通っているんですよ。ですから、もしそういうことが本当だったら今の船も禁止しないといかんです。という意味で質問させていただきました。

小竹委員

小竹です。皆さんご体験になっているかお尋ねしますが、今、三十石船が伏見港から1日1便だけ、10名お乗りになって料理がついて、7,000円なら伏見から中之島の先端まで毛馬の閘門を通過して、1日に1便で4時間かかってちゃんとそういう営業をしているんです。これは三十石船でちょっと大きいですから30人乗り。一応10人でお一人7,000円お出しになったら、料理がついてちゃんと毛馬の閘門を通過してまいりますので、ちょっとそれだけご報告しておきます。

川上委員

川上です。もちろん大規模災害等が発生して陸上の交通が途絶したような状況において物資や人員を輸送するための舟運といえますか緊急的・防災的利用というのは、だれしもが反対するところではないというふうに思いますし、もう既に淀川ではそういう意味での船着き場も整備されていると思います。

寺田部会長

予定の時間がもうあと10分ちょっとで来ますので、この辺で打ち切っていいですか。絶対もうちょっとという人はいますか。はい。

山本委員

私は環境の専門家ではないので環境の先生にちょっとお聞きしたいんですけども、3川合流のところまで淀川の大堰の閘門をつくったら上まで船を上げようということで、防災や災害時の舟運を考えられていると思うんですね。それで、観光も乗ったらもっと経済的にいいんじゃないかというようなことだと思うんです。そのときに、上流の3川合流のところまでの水深を確保するために、大規模な水制を出して航路を確保するという計画になっているかと思うんです。そういったことの調査検討というもの今後必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

寺田部会長

今はだれに対する質問ですか。

森下委員

目標をどこに置くかということ。私は今、事実として魚が困りますよというお話をしたけども、船を動かしてはいけないとかということを行っているんじゃないかと、生き物の立場から、船を動かすに当たっては、波が直接湖岸帯に当たらないように、どこか技術的に、波が影響を及ぼさないような工法を土木で考えられることが問われているということです。

多自然型護岸でも、波を小さくして陸地に影響が出ないようにする工法だとか、少なくともそこでは横波は起こらない工法が可能であれば問題は解決します。

寺田部会長

それでは、この問題は一応この辺でと思います。

ただ、これまでの議論の中で感じられることは、淀川の方の流域委員会がイメージをしている舟運というものと、河川管理者の方がイメージされているものがちょっと食い違っているなという感じがしないでもありませんね。したがって、この委員会の方で意見書で出した総合的かつ慎重な調査検討が必要だというのは、一定の危惧の念を示しているわけですね。そのことについて、淀川環境委員会であるとかほかの組織を通じて慎重に河川管理者の方は検討をされているのでしょうか、この流域委員会

の方の意見がここに挙げられている真意のところをもう少し理解をされておかないと、非常に理解のすれ違いがあるんじゃないかという気が今の議論を聞いていていました。

したがって、今回調整会議の方で、この意見書といいますかこの進捗状況の部分についての、特に意見を求められている部分についての原案をおつくりいただくときに、流域委員会の方が考えているイメージがわかるように、どこまでが許容範囲で、それ以上のものは非常に注意を要するということだと思うんですけども、そのあたりがわかるような形で原案をつくっていただけたらなという私の個人的感想です。

そんなことで、きょうの2つの点についての意見交換はこれで終わらせていただきたいと思います。

それで、きょうの部会の方は進行についてこちらの方で少し不手際がありましたことをおわびを申し上げます。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

寺田部会長

きょうお越しいただいています一般傍聴者の方から、もしご意見がある方がいらっしゃいましたらお聞きをしたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。はい、どうぞ。一番後ろの方。

傍聴者（酒井）

桂川流域の嵐山に住んでいます酒井と申します。会議当初からおりましたんですけど、今日の会議の進め方は全く不手際で、傍聴の人、一般住民の方の意見がとれない。先生方だけの会議ではないんです。けしからん話で、部会長が悪いのか、それとも河川管理者との調整が悪いというのか。休憩のときもちょっと様子を見ていたんですけど、河川管理者は聞く立場みたいな形でおられる。きょうの進め方について入っておられるのかどうか。何か傍観しておられるみたいな感じもせんでもない。これは、いろいろ議論が出ましたけれど、聞いていると、皆さんのご意見を尊重して、淀川部会はこうですと、利水はこうです治水はこうです環境はこうですというような何か受け手の部分があるんじゃないかと思います。

今回も質問が数多く出ました。やはり流域委員会はこれだけ50数名の方がおられるわけですが、これだけの疑問とか質問があるわけです。もっと国土交通省の上の方で全国的なモニタリングというのか、この川はこうだとかというような話も出ましたけれども、近畿だけでやっているんじゃない。淀川流域委員会だけでやっているんじゃなくて、どこでもいろんな流域委員会とか同種の会議があるわけです。先生方も全国的に立派な学者先生もおられます。その辺の聞き取りとか例示をしていただきたい。

私は京都桂川で洪水も見てきましたし、観光の部分で保津川下りも長いこと見えています。一体経営形態とかはどうなってどういう経過があってということ、かつそれぞれにかかわっておられる本当の住民の方や、利用客のモニタリングをやる。委員も含めて現場に入って聞き取りをせんと、各種会議をやら

れても、現場のことは理解できません。災害時の消防団については一体どれだけの給料をもらうて動いているのか。ボランティアの人がほとんどですよ。それを平気で、利用してとか参加していただいととか、そんなことを言えるのかどうか。広域避難場所についても全国的にあります。避難はしたけれども、指示伝達が混乱し、消防自動車も救急車も来ないと、ライフラインの対応もおそまつです。その辺が決定的に欠けとるわけですよ。議論がおかしくなるとるわけですよ。

いろいろ言いたいですけど、時間がないので、その辺のところをきちっと踏まえてもらって、環境の問題も含めて。かつ子供が安全に住めるような地域づくりを、川を大切にすると、川を利用保全していくんだというようなことを、国土交通省、近畿整備局だけじゃなくてほかのところももっともっと真剣に、次年度の予算処置をする。中味が見えてこないのです。又、現場で動いている人、河川レンジャーだったら河川レンジャーで、こういう報酬を払いますからというようなことで何をするんだというようなことを、専門の先生がおられるわけですから、経営感覚も含めてもっと具体的な数字で。古い話も含めて、もっと聞き取ったらもっと立派な委員会、方向性が出てくると思います。ダムワーキングの議論ですけど、ダムをつくるよりもっともっとお金を使わなあかん事業があるわけですから、その方向でしっかり議論していただきたいと思います。以上です。

寺田部会長

貴重なご意見ありがとうございました。ほかにございますか。

〔その他〕

寺田部会長

ないようですので、きょうの議題の最後ですが、今後のスケジュールの関係のことですけれども、これは先ほどちょっと申し上げました。次回、12月18日にもう一度部会を予定をしております。この日には、きょうできなかったことですが、河川管理者の方から中間報告的に出てますこの資料1-1の実施、調査検討の各項目についてのこの部会としての意見の案のもとになる、調整会議でつくっていただくいわゆる取りまとめの原案を18日までにぜひおつくりいただいて、それを今度の部会で皆さんで具体的な意見交換をしていただきたいと思っております。そのときに、この部会としての意見書案となりますように議論を深めていただきたいというふうに思っております。

庶務の方で何かスケジュールの関係でアナウンスすることがありましたらしてください。

庶務（みずほ情報総研 篠田）

1点だけ補足させていただきます。第30回琵琶湖部会ですが、12月15日水曜日16時から19時というところで変わらないんですけども、備考欄のところにちょっと書いています、13時から15時まで委員のみによる拡大学習会の開催予定の開始時間が10時に変更になりました。この点だけ補足しておきます。

寺田部会長

それでは、長時間にわたり傍聴いただきましてありがとうございました。委員の皆さん、お疲れさまでした。これで終わらせていただきます。

庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、第27回淀川部会を閉会いたします。ありがとうございました。

〔午後 6時59分 閉会〕